

平成29年(ワ)第552号 国家賠償請求事件

原告 X

被告 国ほか1名

2021年3月31日

5

水戸地方裁判所民事第1部合議A係御中

原告第11準備書面～慰謝料の額について

10

原告訴訟代理人弁護士 児玉晃一

第1 はじめに

被告は、令和3年2月26日付準備書面(5)「第6」(同13頁以下)において、「本件での慰謝料額算定にあたり、日本とカメルーンとの賃金水準の差異を十分にされるべきである。」と主張しています。 15

果たして、これは、憲法前文で「われらは(中略)国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」とする国の態度でしょうか。

「死にそうだ、死にそうだ」と絶叫し、水を求めても応えてもらえず、医師の手当てもなく、救急車を呼ぶことすらしてもらえなかったWさんに対して、被告からは未だに謝罪の言葉一つありません。 20

それなのに、損害の算定にあたっては、カメルーンとの賃金水準差は14.6倍も異なるから、その差異を十分に考慮すべきという差別的な主張は、見過ごすことはできません。もし、そのような主張が認められるなら、経済的水準が低い国出身の被収容者に対して虐待をしても、賠償金は低額で済むので、劣 25

悪な処遇をしても構わないという動機付けになってしまいます。絶対に許されません。

第2 慰謝料額の算定に当たって、被害者の母国の経済的水準を考慮することは誤りであること

被告は、「慰謝料は、それに相応する金銭を受領することによる満足感のほかに、これによって財産的損害の補完を受け、これを貯蓄し、あるいは費消して様々な物品やサービスを取得することを解して(原文のママ。「介して」の誤記と思われる。)、満足を得、それによって被害者の精神的苦痛が軽減されることにより、精神的損害の慰謝を受けるものと考えられる。そのため、慰謝料によってどの程度の財やサービスを取得しうるかを無視することはできず、その慰謝料が費消されるであろう国の賃金水準、物価水準、生活水準等の経済的事実の相違は考慮すべきものと解される。」と主張しています(被告準備書面(5)13頁ないし14頁)。

ですが、上記主張は誤りです。

1 慰謝料の本質からみて誤りであること

(1)もし、被告の主張が正しいのであれば、被害者の年収が数十億円である場合と、年間100万円に充たない低所得者世帯においては、同じ金額(例えば1000万円)でも、「財産的損害の補完を受け、これを貯蓄し、あるいは費消して様々な物品やサービスを取得することを解(介)して、満足を得」る度合いは異なるはずです。ですから、被害者が高額所得者の場合と低額所得者の場合とでは、慰謝料に差を設けてもおかしくないということになります。あるいは、被害者の住所が賃金水準の高い都道府県である場合と、低い都道府県である場合とでも差異を設けるのが合理的ということになってしまいます。2019年のデータでは、東京都の平均賃金が37万9000円であるのに対し、最も低い青森県は23万9000円であり*1、後者は前者の

*12021年3月30日現在 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2019/dl/08.pdf>

6割強という有意な差があります。被告の主張に従えば、青森に住所を有する被害者の慰謝料は東京都に住所を有する被害者よりも減額すべきということになります。

ですが、実務上は、このような現実において満足感の差異が生じるという事情を考慮するということをしていません（もし、このような主張を代理人 5
弁護士がしたら、非常識の誹りは免れず、弁護士の品位を害する言動として懲戒処分を受けることも十分あり得ます。）。そうであるならば、被害者が外国に生活基盤を有している場合にのみ、被害者の母国の経済的水準を考慮して慰謝料額を算定することは背理という他ありません（塩崎勤・園部秀穂編 10
「新・裁判体系5 交通事故損害訴訟法」中村心「幼児、外国人、高齢者の逸失利益」202頁、甲48の1）。

また、もし、経済水準が日本よりも高い国の国籍者が被害者だった場合に、その水準に合わせて日本人以上に慰謝料を増額されたとすれば、日本国民は納得できるのでしょうか。国は争わずにその増額金を支払うのでしょうか。 15
日本より経済水準が低い国の国籍者に対しては慰謝料を減額するという国の主張は、自国は経済水準が優れていると思いついでいる日本の奢りでしかありません*1。

(2)そもそも、慰謝料制度は、人身及び人格の価値に対する法的評価であり、その目的は、人格が侵害されたことによって生じた非財産的損害を填補することにあります。被害者が違法な加害行為によって権利感覚と正義感情を侵害されたという苦痛を癒やすために認められた法律制度です（齋藤修編「慰謝料算定の理論」3頁、ぎょうせい、2010年）。したがって、慰謝料の 20

*1OECDの各国の平均賃金を購買力平価で換算した結果によれば、日本は米国の58.7%です。

<https://www.itmedia.co.jp/business/articles/2103/01/news089.html> 2021/03/31 現在

米国人が被害者の場合は倍近い慰謝料を支払うことになるのでしょうか。

本質は精神的損害に対する賠償であり、広い意味における被害者の損害の填補としての賠償の性格を有していると評価されなければなりません（同6頁）。判例及び通説は、慰謝料の本質について、上記の立場である、いわゆる賠償説に立つものと理解されています。（同6頁）。

(3)ここで、留意されるべきは、慰謝料という金銭を受け取ることによって満足感が得られるという事実は、慰謝料が、あくまでその「機能」として満足的機能を有するという以上の意味を持たない点です（同14頁）。四宮教授は、非財産的損害を被った場合、「金銭の形での代償—慰謝料—を取得することによって、被害者の苦痛・困惑・不便・不幸等は多かれ少なかれ癒やされうるのであり（金銭の満足的作用は我が国では認められている）、そして、それが法の与える最良のものであるから、一ゆるやかな意味においてであるが一損害の填補について語る事ができる」とし、「ことさら右の意味における『満足』を慰謝料の目的とみる必要はない」（四宮和夫「不法行為」268頁、青林書院、1987年）としています。

(4)この点、慰謝料が制裁的機能を持つことがあるからといって、かかる制裁的目的から慰謝料額を決定する（いわゆる懲罰的損害賠償）ことが許されない（加藤一郎「不法行為[増補版]」228頁、有斐閣。1974年）のと同様に、慰謝料が満足的機能を有するからといって、当該被害者が、慰謝料として金銭を受け取ることにより、具体的にどのような満足を得られるのかを導いて慰謝料額を算定するべきではありません。慰謝料は、現実に「生じた損害」を計量するのではなく、「賠償させるのを妥当とする額の算定」をするべきものなのです（我妻栄「事務管理・不当利得・不法行為（復刻版）」203頁、日本評論社、1988年）。

そして、慰謝料が人身及び人格に対する法的評価であり、権利感覚と正義感情を侵害されたという苦痛を癒すために認められた制度である以上、人間の人身及び人格、そして権利感覚や正義感情に差はないのですから、死亡事

案においては、慰謝料額は概ね同一となされるべきです。もちろん、事案によっては慰謝料を減額し、または増額させる事情は存在しえますが、少なくとも、被害者の社会的地位や経済的地位などの属性を根拠として慰謝料額の減額を認めるというのは、慰謝料の本質に反します。

現に、実務においては、交通事件処理を中心とする裁判実務の中で、慰謝料額の定額化が図られるようになり、実際の裁判例では、概ね先に示した日本人の基準額に近い額が認定されていました（甲49・川神裕「最高裁判所判例解説平成9年度民事編（上）」70頁）。

(5) 外国の法制度を無視し、経済的水準のみを考慮することは誤りであること

また、外国人を被害者とする不法行為の事案について、被害を受けた外国人の母国において、人の死傷がどのような救済の法的枠組み・社会的仕組みが存在するかは多様であり、それらを全く無視して経済的事情のみを問題とするのは、誤りです（逸失利益についての論考ですが、吉村良一「不法行為法」157頁参照、甲50）。

例えば、周知のとおり、アメリカ等のように、懲罰的損害賠償として非常に高額な慰謝料の支払いを認めている国が存在します。そのような国の出身者は、加害者からの高額な慰謝料の支払いがなければ、自らは不当に低い慰謝料額しか受け取れなかったと感じることとなり、十分な精神的満足を受けられないでしょう。しかしながら、我が国の実務は、懲罰的損害賠償を認めていないし、被害者が、懲罰的損害賠償を認めている国の出身者であることを考慮して慰謝料額を高額に認定したという事例も見受けられません。

仮に被害者が受け取る実質的な精神的満足を考慮するのであれば、当該母国の救済の法的仕組み・社会的仕組み等も考慮しなければ不合理です。かかる仕組みを一切無視して、ただ経済的事情のみを考慮する、というのは恣意的に過ぎます。

(6) 被害者が精神的慰藉を行う場所と慰謝料の額は無関係であること

また、被告の主張は、受領した慰謝料は母国で費消されることを前提として
います。

ですが、けれども、被害者は日本で精神的苦痛を被ったのであり、被害の
程度と回復措置の実施場所とは関係がありません。母国ないし生活基盤を有
する国の経済的水準を考慮しない方が、精神的苦痛の賠償という定義に、よ
り適合的です（酒井一「外国人の人身損害に基づく損害賠償額の算定」ジュ
リスト1373号146頁、甲51）。

5

2 実務上、経済的水準を考慮して慰謝料額を極端に低廉にするということはさ
れていないこと

(1)被告の主張するように、日本とカメルーンとの賃金水準の差異を十分にで
考慮して慰謝料金額を減額することは、裁判実務の流れから見ても決して妥
当なものではありません。実務上、外国人の慰謝料の算定については、慰謝
料額の定額化の指向に沿って、同じ程度の被害については基本的には同じ程
度の慰謝料額を算定しようという方向にあります（塩崎勤・園部秀穂編「新
・裁判体系5 交通事故損害訴訟法」305頁、馬場純夫「慰謝料」、甲4
8の2）。

10

15

かかる実務の判断の基礎にあるのは、「慰謝料の定額化という傾向を前提
として、事故による死傷に対してどの程度の慰謝料額をもって償うのが相当
かという法的衡平感や被害者感情の問題として考えると、日本人か外国人か
で極端な差が生ずるということにも、違和感を禁じ得ない。」（前掲川神調査
官解説71頁、甲49号証）という衡平感覚です。

20

また、「慰謝料の補完的ないし調整的機能として、財産的損害の賠償が認
められないような場合に、慰謝料で上乘せするというようなことも実務上は
行われているが、逸失利益の算定において出国先（母国）基準説をとった結
果逸失利益の賠償額が著しく低額になるような場合には、むしろその点を慰
謝料額算定の場面で考慮するのが法感情に適う場合もあると思われる。さら

25

に、慰謝料には、実際上は加害者に対する制裁的機能があること完全には否定できない」という思考が働いていることも明らかです（前掲川神調査官解説71頁 甲49号証）。

本件では、逸失利益はカメルーンを基準に算出しています（訴状16頁）。本来これも不当ですが、在留資格がない者の逸失利益に関する平成9年1月28日最高裁判所判決に従ったものです。

これは、日本国籍を有する者や在留資格を有する外国人に比べて、極めて低廉なものですから、本件は、むしろその補完として、慰謝料算定で上乗せがなされるべきです。

(2) 人身損害事故以外の事案との対比

実務において、人身損害事故以外の事案、例えば離婚訴訟などについては、事案の解決として慰謝料額を認定するときに、損害賠償請求権者が外国人であるか否かによってほとんど区別していない、という実情があります。

実際、離婚慰謝料の算定にあたり、仙台高秋田支判平成8年1月29日（判時1536号81頁）は、「日本における婚姻生活の破綻に基づき現に日本において請求されていることに照らすと・・・一審原告の中国に帰国後の同地の所得水準、物価水準如何は、逸失利益の算定と比較してさほど重視すべきものではなく、かえってこれを重要な要素として慰謝料の額を減額すれば、一審被告をして、一般的に日本人である妻と離婚した者の支払うべき慰謝料の額と対比し、不当に得をさせる結果を生じ、公平を欠く」としています。

そして、上記判決について、小野寺規夫（元東京高裁部総括判事）は、以下のように述べています（小野寺規夫「涉外離婚の準拠法と涉外離婚慰謝料の請求」（判タ913号199頁、甲52））。

「・・・物価水準が低いとされている外国人についての慰謝料の額を日本人と同じ計算にもとづいてなされた結果が不公平感を抱くとは思われない。む

しろ、逆に物価水準が高いとされている外国人についての慰謝料の額についてはどうであろうか。その点での説得力はないように思われる。特に日本人と結婚した外国人が不幸にして離婚に至った場合に、離婚による慰謝料額の算定において、本国の物価水準がわが国より低いからといってそれを理由に賠償金額を低くするという合理的な理由は見いだせないのではないだろうか。」

5

「各国では、離婚に関する慰謝料について、その具体的金額の決定には、精神的苦痛を慰謝する金額として、その国における所得水準は参考にされているであろう。しかし、その具体的な金額の決定にあたって、その人の本国で得られるであろう金額に減額又は増額することの合理性については、未だ説得力のある議論はない。」「慰謝料額の算定について、①の事件の判決（原告代理人注；前掲仙台高秋田支判平成8年1月29日（判時1536号81頁）の原審である秋田地大曲支判平成5年12月14日（判時1532号116頁）。中国人妻の慰謝料額の算定にあたっては、慰謝料がどこで費消されるかを考慮すべきとした。）は、従来の判例の流れとは変わっている一つの見解と言えよう。・・・しかし、この判決に対する控訴審判決はこの問題では否定的である。」

10

15

外国人の損害賠償請求の事案に関する慰謝料額の算定につき、当該外国人の母国ないし生活基盤を有する国の経済水準を考慮するという発想は、実際の実務において適用されることは決して多くはないことに十分な留意がなされるべきです。

20

(3) 裁判例の分析

本書面末尾の別表の裁判例は、日本人と同額か、それに近い数字の慰謝料額を認めた事案です。

25

なお、同表中、備考欄の「当時の交通事故における・・・の慰謝料基準額」

とは、事故年当時の『民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準』に拠ります。

また、同表では、労働災害の事案も載せていますが、労働災害による後遺障害慰謝料は、交通事故等における賠償額よりも低めに認定されることはまああることに留意されるべきです（例えば、浦和地判昭和61年11月26日・判タ648号220頁、浦和地横須賀支部判平成6年3月14日・判時1522号117頁、札幌地判平成8年2月13日・判タ916号166頁、金沢地判平成10年7月22日・判タ1006号193頁等）。

5

第3 自由権規約7条、同26条違反

自由権規約7条は、「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。」と、同26条は、「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。」と定めています。

10

W氏に対する取扱いが自由権規約7条が禁止する「残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い」であることは、甲28の映像から明らかです。

このような取扱いを受けたW氏に関する慰謝料について、カメルーンの経済的事情の相違は考慮すべきというのは、自由権規約26条が保障する「いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利」を侵害し、条約違反です。

15

第4 人種差別撤廃条約違反

日本も批准している人種差別撤廃条約第2条1項は、次のとおり定めています。

20

締約国は、人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束する。このため、

25

(a) 各締約国は、個人、集団又は団体に対する人種差別の行為又は慣行に従

事しないこと並びに国及び地方のすべての公の当局及び機関がこの義務に従って行動するよう確保することを約束する。

(b) 各締約国は、いかなる個人又は団体による人種差別も後援せず、擁護せず又は支持しないことを約束する。

5

つまり、被告国には、人種差別を自ら行わないことはもとより、個人・団体による人種差別の後援等を行わない義務があるのです。

ですが、カメルーンの賃金水準が低いから慰謝料は少なくとも良いとする国の被告の主張はそれ自体同条約1条に定める人種差別です（甲52）。また、これが国の公式見解だとすると、カメルーン国籍の市民が精神的苦痛を被る交通事故や傷害、医療過誤、あるいは離婚その他の一般民事・家事事件においても、国がそういう主張をするのであれば当然民間でも許されるとして、同種主張がされるでしょう。そのようにして、人種差別を助長することになるのです。

10

本来、国家として民間人による人種差別を撤廃・防止すべき義務のある被告が主導して自ら差別を行い、民間人の差別を助長するような主張をすることは許されません。主張自体失当です。

15

以 上

別表

	判決	事案及び慰謝料額	備考	
①	東京地八王 子支判平成 4年11月 25日（判 時1479 号146 頁）	短期在留資格で来日したイラン人が、 労災事故で受傷（後遺障害等級8級 4号）した事案について、550万 円の慰謝料を認定。	当時の交通事故における障害 等級8級の後遺障害慰謝料基 準額は770万円。 なお、本判決では、イランと 日本の経済格差を1：15と 認定している。	5 10
②	京都地判平 成5年11 月25日 （判タ85 3号249 頁）	スリランカ女性を研修目的とだまし て来日させ、日本人男性と強制的に 結婚させた事案につき、1200万 円の慰謝料を認定。	判決中、スリランカと日本の 経済水準を考慮した形跡がな い。	15
③	東京高判平 成7年12 月27日 （判タ92 9号233 頁）	中国人留学生がナイフで刺され、受 傷した（後遺障害等級8級）事案に ついて、819万円の慰謝料を認定 した原審（浦和地判平成7年6月2 6日（判タ929号234頁））を維 持した。なお、加害者も中国人留学 生。	当時の交通事故における障害 等級8級の自賠責保険金額は 819万円。 なお、左記認定額819万は 原告の請求金額である。	20
④	仙台高秋田 支判平成8 年1月29	中国人妻が日本人夫と離婚した事案 について、中国人妻に100万円の 慰謝料請求を認定した。なお、離婚	第1審では、慰謝料を費消す る場所を考慮するとして、慰 謝料を20万円と認定した	25

	日（判時 1 5 5 6 号 8 1 頁）	の原因は夫の妻に対する暴行と認定。	が、第 2 審では、慰謝料が日本における婚姻生活の破壊に基づいて日本において請求されていることを重視し、中国の所得水準、物価水準を重視することは、日本人妻と離婚した者の支払うべき慰謝料と対比して不当に得をさせる結果を生じ、公平を欠くとした。	5
⑤	最判平成 9 年 1 月 2 8 日（民集 5 1 卷 1 号 7 8 頁）	在留期間を超えたパキスタン人が労働災害により受傷（後遺障害等級 1 級 7 号）した事案について、後遺症慰謝料 2 5 0 万円を認定した第 1 審及び第 2 審を維持した。	当時の交通事故における後遺障害等級 1 1 級の後遺症慰謝料基準額は 3 1 6 万円である。 なお、第 1 審及び第 2 審は、原告（被害者）が日本で得られたであろう賃金を年額 2 1 3 万 7 6 0 0 円、原告がパキスタンで得られたであろう賃金を年額 3 6 万円程度と認定している。	10 15 20
⑥	岐阜地御嵩 支判平成 9 年 3 月 1 7 日（判タ 9 5 3 号 2 2 4 頁）	日系ブラジル人が交通事故により受傷（後遺障害等級併合 5 級）した事案について、後遺症慰謝料 1 2 0 0 万円を認定。	当時の交通事故における障害等級 5 級の基準額は 1 3 0 0 万円である。 なお、本判決は、日本での就労期間を 5 年として逸失利益を算定している。	25

	東京高判平成9年6月10日（判タ962号213頁）	在留期間を超えた中国人が、交通事故により受傷（後遺傷害等級11級）した事案について、後遺障害慰謝料390万円を認定。	当時の交通事故における障害等級11級の慰謝料基準額は390万円であり、日本人と同額。 なお、中国の男子労働者の平均賃金は日本の3分の1と認定している。	5
⑦	浦和地判平成9年7月2日（判タ959号213頁）	短期在留資格の中国人が交通事故により死亡事案について、死亡慰謝料1500万円を認定。	原告（被害者遺族）が請求した慰謝料額は「日本における基準の最高額」である2500万円である。 なお、被害者が日本で得られたであろう月収を15万円（年収180万円）、中国で得られたであろう年収を約45万円と認定している。	10 15
⑧	東京地判平成9年12月24日（交民30巻6号1833頁）	就学生として来日した中国人が交通事故により死亡した事案について、死亡慰謝料1800万円を認定。	原告（被害者遺族）が請求した慰謝料額は2000万円。 なお、被害者の中国における年収は、日本の賃金センサスの3分の1と認定している。	20
⑨	東京地判平成9年8月29日（交民30巻4	在留期間を超えた中国人が、交通事故により受傷（後遺障害等級12級）した事案について、後遺症慰謝料200万円を認定。	当時の交通事故における障害等級12級の慰謝料基準額は270万円である。 なお、被害者の中国における	25

	(最高裁判所ウェブサイト)	症慰謝料110万円を認定。	同額を認めている。	
⑬	大阪地判平成17年12月21日 (交民38巻6号1750頁)	不法滞在の韓国人が、交通事故により受傷(後遺障害等級併合11級)した事案について、後遺障害慰謝料380万円を認定。	なお、当時の交通事故における障害等級11級の慰謝料基準額は420万円である。 なお、韓国の物価水準は日本の2分の1と認定している。	5
⑭	神戸地判平成18年1月24日 (交民39巻2号545頁、)	中国人留学生が、交通事故により受傷(後遺障害等級併合1級)した事案について、後遺障害慰謝料2300万円を認定。	当時の交通事故における障害等級1級の後遺障害慰謝料基準額は2800万円である。 なお、中国の賃金水準は日本の3分の1と認定している。	10 15
⑮	大阪地判平成19年7月12日 (交民40巻4号891頁)	オーストラリア人留学生が交通事故により死亡した事案について、死亡慰謝料2600万円(本人固有2400万円、遺族固有計200万円)を認定。	当時の交通事故による死亡慰謝料の基準額は2800万円。 なお、賃金については、オーストラリア連邦の2004年統計の製造業の女性労働者の賃金程度の収入を得られる蓋然性を認定(同統計に基づく被告主張によれば、年収311万640円)。	20 25

	東京地判平成19年9月20日 (判タ1286号194頁)	就学生の韓国人が、人違いにより暴力団員より殺害された事案について、死亡慰謝料2500万円を認定(本人固有2000万円、遺族固有と計500万円)。	当時の交通事故による死亡慰謝料の基準額は2800万円。なお、当時(2001年)の韓国人男子の年収を3106万1530ウォン(421万8155円)と認定。なお、当時(2001年)の日本の男子平均賃金は565万9100円である(賃金センサス)。	5 10
①⑥	甲府地判平成20年2月5日(判時2023号134頁)	観光目的で来日した台湾人が、誘拐・強姦され殺害された事案について、本人固有の慰謝料として3500万円、遺族固有の慰謝料として750万円を認めた。	当時の交通事故における死亡慰謝料基準額は2800万円である。	15
①⑦	神戸地判平成29年12月11日 (判例秘書掲載)	刑務所に収容されていたナイジェリア国籍の男性が平成19年3月、運動中に脱臼し、病院や刑務所の医師から適切な処置を受けられずに11級相当の後遺障害が生じたとして4か月入院・13か月通院の慰謝料として262万円、後遺障害慰謝料として420万円を認めた。	平成19年当時の交通事故における基準によれば、4か月入院・13か月通院の入通院慰謝料は262万円 ・11級の後遺障害の慰謝料は420万円であり、基準どおりの判決である。	20